



Title	大阪市における食品衛生指導員の活動について
Author(s)	木村, 雅俊
Citation	大阪公衆衛生. 1982, 46, p. 38-41
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84000
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪市における食品衛生指導員の活動について

大阪市食品衛生監視員会（阿倍野保健所） 木 村 雅 俊

1. はじめに

昭和55・56年に大阪食品衛生協会において、多数（大阪市1,711名、大阪府2,005名）の食品衛生指導員（以下指導員という）が誕生し、日本食品衛生協会の自主衛生活動を行う指導員制度の体制が整ったようであるが、現在大阪市では、各区の事情により一斉に歩調を合わせて開拓するに至っていない状況であると思われる。

一応のスタートをして2年経過した現在、大阪市食品衛生監視員会として、この制度の持つ意味を探り、大阪市の食品衛生行政とどのように結びつき、役立つのか、また我々監視員として、そのためには、どのような形でリードするかを、真剣に考える時期ではないかと考え、今回、指導員制度の認識を深めるとともに、大阪市という都市環境に適した指導員制度の進むべき方向を示唆するため、多数の諸先輩方の御意見をもとにまとめたので報告する。

2. 指導員の歴史

この制度は、厚生省の外郭団体である日本食品衛生協会のもとに、全国的な規模で昭和35年に誕生しており、現在、20年の歴史を経過し、京都府と沖縄県を除く全ての都道府県、指定都市で実施され、厚生省の援助（補助金）と指導のもとに、確固たる制度を築きあげており、月刊誌「食品衛生」でご承知のとおり数々の事業活動を行っているところである。

発足した契機は、昭和39年の東京オリンピックであり、4年後にひかえた世界の檜舞台に立つという意識から、食品衛生のレベルアップを思う気運が、非常に高まったためと言われている。発足当時から約10年間は、自主衛生指導員としての性格は薄く、むしろ行政の補完にとどまっていたようで、地方の府県においては普及したが、当時、大阪市や大阪府は行政的にみて問題があり、「適しない」といった意見が強く、普及しなかった。しかし、大阪市は、それに替るものとして、「自主衛生活動を推進するための組織」作りの方が良しと考え、後にも述べるが、各区で食品衛生推進委員会を発足させ、独自の方式で今日に至っている。

昭和43年頃から消費者運動が盛んになり、カネミ油事件、チクロ騒動等で国民の食品衛生に対する関心が一層強くなり、指導員の活動方針も行政補完から自主管理活動に重点を置くようになった。また、昭和47年の食品衛生法的大幅改正により、営業者の責任が強化され、管理運営基準が定められた。翌昭和48年には、国会で指導員の重要性が理解され、活動費の予算化が大幅にアップした。

その後、順調に活動が認められ、国庫補助金以外にも各都道府県指定都市においても、各支部に対し補助金委託費が支出されるようになり、昭和53年度には、総額2億2千万円余りに達するまでに発展し、自主管理体制の強化という言葉で厚生省から強く支援を受けて、現在に至っている。

〔参 考〕 指導員制度要綱（抜粋）・全国食品衛生指導員数（都道府県別）

3. 全国の指導員活動の状況（昭和36年度全国指導員大会の発表例から抜粋）

A 巡回指導

(1) 営業者の自主管理体制の強化

(2) 広報活動

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (3) 食中毒防止運動の実施 | (4) 営業許可の事前指導や許可更新指導 |
| (5) 結核検診・検便事業 | (6) 食品衛生資材の斡旋 |
| (7) 研修会や消費者懇談会 | (8) 福利厚生事業 |
| (9) 設備改善資金の融資指導 | (10) 食品営業賠償共済の加入推進 |

B 広報宣伝

食品衛生週間に、各地区指導員及び食品衛生監視員とで車による食中毒防止の啓蒙宣伝パレードを実施する。

4. 大阪市における自主衛生推進活動の歴史

昭和35年、全国で指導員制度が発足した当時、大阪市においては、この制度を実施することに対し、大阪商人の気風、都市型という地域性、各区の特殊性等を考えると、行政上問題があるとされ、目的である自主衛生活動を、より効果的にスムーズに推進させるためには、組織団体を育成する方が大阪の地に適しているという独自の考えから、各区で食品衛生推進委員会や食品衛生連合会、市場衛生協議会、集団給食研究会などの団体が、次々と誕生していったのである。これらの団体は、事務局を保健所に置き、監視員の指導のもとに、会員自らの衛生知識の向上を目的とした事業や他の営業者、消費者に対する食品衛生の啓蒙活動を行ってきた。これらの事業のうち、指導員制度では見られない多額の予算を必要とする事業（見学会、専門家による講演会など）ができたことは、非常に意義深いものといえる。保健所の指導のもとに、地域の組織化と自主衛生という2つの目的をもった大阪方式ともいうべきこの推進活動は、行政指導の体制として非常に効果のあったものと評価できる。しかし、これらの各区の団体も20年を経過するようになり、会員の高齢化もあって、マンネリの兆も見え始め、見学会・総会及び懇談会で終るところも多い。

一方、推進委員会の活動とは別に、各業種（豆腐、製麺、食肉販売、魚介類販売、旅館、菓子製造、市場）の組合単位で監視員と組合長と一緒に巡回指導を定期的に行っているケースがあり、自主衛生活動の色彩が濃く、店舗の設備改良、衛生管理の向上に大変効果をあげている。今後、このような形の指導方法を、指導員制度とからめて実施してゆくことが、好ましいのではないか。

5. 自主管理の重要性

近年、食品業界の急激な発展により、多種多様な食品が出現し、営業形態も日々変化を上げている。食品加工技術の日進月歩により、昔と比べて品質が良くなったとはいえ、まだまだ苦情が絶えないのが実情である。最近、特に食品衛生上の問題として、外食産業の発展によりおにぎり、寿し弁当のチェーン店の増加、仕出し・給食弁当やパーティーの利用が増え、食中毒の危険性がますます大きくなり、また、百貨店、スーパー、市場、地下飲食店街等での追いつかぬネズミ対策、ほとんどの飲食店や喫茶店に見られる食品に混入するゴキブリ事件、食品製造者における異物混入と表示違反、輸入業、器具容器製造販売業、添加物販売業、健康食品販売業等の不要許可業者における違反や苦情が後をたたく、日常これらの問題の処理に走り回っているのが現状である。今後、増々営業店舗が増え、食品流通形態が発達変化していく中で、これ以上同じような問題がくり返し発生しないよう対応策を考えていかなければならない。上記の問題の原因については、大半が営業者の衛生管理責任の欠如によるものである。我々監視員の指導事項としては、「取扱い」と「施設」とに大きく分けられるが、

現在、「施設」の面については、10年前と比べて大変な進歩を見せており、多くの店がタイルやステンレス製品を大量に使用することにより、食品店舗は非常にきれいに、衛生的になったと思われる。建築、機械、電気業界の貢献はもちろんであるが、我々の指導行政の成果とも言えるのではないか。しかし一方、ややもすれば施設や設備改善指導に重点を置きすぎ、取扱いや管理運営面での指導が不十分になりがちではなかっただろうか。ここ数年来、毎年大阪の一流施設で食中毒が発生していることから、取扱い面での指導を強化する必要があると思われる。ネズミやゴキブリの棲息があたりまえと考え、真剣に駆除しようとししない営業者、検食や検便、自主管理記録が実施されていない集団給食施設、喫煙、新聞紙の使用、汚れたゴミ箱、空っぽの消毒液容器、汚れた調理服など、「優秀」施設ですらよく見かけるのである。大きな事故に結びつきやすい施設については、ある程度の専門知識を持ち自主管理の実践活動ができる責任者の養成が今後の重要な課題と思われる。設備改善の指導よりも取扱い管理の指導の方が困難な面が多分にあるが、たゆまぬ衛生教育と監視指導に工夫を重ね、時代に合った新しい方法でねばり強く指導を続けてゆけば、必ず成果はあがると確信する。今後の指導方針として、自主管理を徹底強化させるため、管理運営基準を重点的に取り組む必要があるかと思われ、特に責任者の設置義務を強く指導し、責任者に対する衛生教育を繰返し行うことが肝要ではなかろうか。

6. 大阪市における指導員のあり方

指導員は、大阪食品衛生協会の講習会を2回受講し、日本食品衛生協会から「指導員」を委嘱されたわけであるが、当面、我々監視員が彼らを指導育成せざるを得ない。この指導育成業務は、我々の新規業務としてではなく、彼らも営業者であり、責任者でもあるところから、従来通り、衛生教育及び自主管理の指導の一環と考えるべきである。そして、管理運営基準に基づく責任者としての責務を果す立派な指導員を一人でも多く育成することが、我々監視員のつとめであり、ひいては大阪市の食品衛生向上に役立つものとする。

指導員としての利点は、衛生資材の斡旋等金銭に関わる活動を彼らによって積極的に推進できることや、組合長等の肩書きのある指導員を介した指導効果であるが、単に営業者側に立ったものの見方をするのではなく、あくまで市民、消費者の立場からみた事故防止の考え方に立ち、そのうえで、営業者や業界を守るという考えを浸透させることが重要である。

具体的な指導員制度の進め方としては、次のことが考えられる。

- (1) 食品衛生推進委員会内部に指導員部会を発足させ、各区の実情にそった進め方で徐々に実施してゆき、会全体に活動内容を知らしめ、認識を高める。
- (2) 当面は、監視員の指導のもとに、指導員自らの店舗や所属組合店舗の巡回指導を定期的に行ってゆく。
- (3) 各業種の組合、市場、百貨店、スーパー、チェーン店、地下街、商店街、旅館及びホテル、卸売市場の指導員と連絡を密にする。
- (4) 指導員に対する育成計画と研修内容を作成する。(研修内容の一例)
 - (イ) 監視のポイント (ロ) 各種チェックリストの作成 (ハ) 簡易現場テストや器具の実習
 - (ニ) 衛生講習会、映画、スライド (ホ) ネズミ、ゴキブリ駆除法の習得 (ヘ) 食品苦情事例集による討議。

7. 最後に

昨年9月、日本を代表する国際的なホテルにおいて72名の患者を出す食中毒が発生し、新聞に大きく報道されたのを見て、設備よりも取扱いの重要性を痛感すると同時に、患者が海外の要人でなくて良かったと胸をなでおろす思いをしたのは、だれよりも所轄保健所の係長さんではなかったらうか。

大阪市は、世界や日本に貢献する都市として、21世紀に向けて国際都市、文化都市大阪の町づくりを進める方針（大阪21世紀計画）が決定し、来年の大阪城築城400年祭を機に、7年後の市政100周年の21世紀にかけて国際的大型行事が展開される予定である。これは12年前の万国博を上回るといわれ、国内外から多数の人々が集ることになる。

今後、道路交通を始め、治安、清掃、衛生、消費生活、スポーツ文化施設等各分野で活発な行政事業が進められていく中で、我々監視員は、食品衛生の第一線として指導員とともに営業者に対する指導を強化し、大阪の食生活の安全確保と衛生管理の向上に全力を注いでいかねばならないときと考える次第である。

助言者 難波 六磨（大阪市天王寺保健所主幹）

〔参考〕

食品衛生指導員制度要綱(抜粋)

（趣旨）

食品衛生を確保することは、国民に飲食を提供する食品業界の重要な責任である。それには、食品関係業者の自主衛生管理体制の確立を期し、併せて消費者に対する正しい食品衛生知識の普及をはかるとともに、衛生行政に協力するなどの強力な実践活動が緊要である。これらを食品業界が積極的に推進するため、衛生行政当局の指導監督のもとに、食品衛生協会活動の一翼として、食品衛生指導員制度を設置する。

（目的）

食品衛生指導員は、食品衛生協会活動の中核として、国民に安全な食品を提供するよう食品業界において実践活動を行ない、国民の保健衛生に寄与する。

全国食品衛生指導員数

（昭和55年12月31日現在）

支 部 名	指導員数	支 部 名	指導員数	支 部 名	指導員数	支 部 名	指導員数
北 海 道	4,831	新 潟	2,499	和 歌 山	457	大 分	400
青 森	730	富 山	514	鳥 取	373	宮 崎	367
岩 手	1,079	石 川	453	島 根	623	鹿 児 島	582
宮 城	1,429	福 井	307	岡 山	883	横 浜 市	1,017
秋 田	805	山 梨	653	広 島	1,602	川 崎 市	396
山 形	671	長 野	1,288	山 口	836	名 古 屋 市	457
福 島	1,164	岐 阜	737	徳 島	712	京 都 市	546
茨 城	1,358	静 岡	3,250	香 川	607	神 戸 市	222
栃 木	1,228	愛 知	1,294	愛 媛	782	福 岡 市	220
群 馬	2,017	三 重	1,507	高 知	606	北 九 州 市	290
埼 玉	636	滋 賀	419	福 岡	691		
千 葉	1,209	大 阪	2,146	佐 賀	543		
東 京	7,713	兵 庫	952	長 崎	699		
神 奈 川	2,096	奈 良	657	熊 本	795	合 計	58,348

（京都府、沖縄県を除く）

この研究発表会は、大阪市立北会館において、2月26日に行なわれたものです。

総合司会 川村 清（大阪府守口保健所主幹兼衛生課長）

講 評 朝倉新太郎（大阪大学教授・大阪公衆衛生協会学術部長）